

令和3年さぬき市議会第4回定例会議案

令和3年12月9日提出

市長提出議案

- 議案第54号 令和3年度さぬき市一般会計補正予算（第9号）について
- 議案第55号 令和3年度さぬき市一般会計補正予算（第10号）について
- 議案第56号 令和3年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第57号 令和3年度さぬき市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第58号 令和3年度さぬき市病院事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第59号 さぬき市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第60号 さぬき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第61号 さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第62号 さぬき市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第63号 さぬき市農業集落排水処理施設条例等の一部改正について
- 議案第64号 さぬき市ワイン加工施設外1施設の指定管理者の指定について

議案第54号

令和3年度さぬき市一般会計補正予算（第9号）について

令和3年度さぬき市一般会計補正予算（第9号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年12月9日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和3年度さぬき市一般会計補正予算
(第9号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和3年度さぬき市一般会計補正予算（第9号）

令和3年度さぬき市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ298,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,989,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月9日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
55. 国庫支出金		2,633,253	298,700	2,931,953
	10. 国庫補助金	502,322	298,700	801,022
歳入	合計	25,691,000	298,700	25,989,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 民生費		7,586,989	298,700	7,885,689
	10. 児童福祉費	3,038,760	298,700	3,337,460
歳出	合計	25,691,000	298,700	25,989,700

議案第 55 号

令和 3 年度さぬき市一般会計補正予算（第 10 号）について

令和 3 年度さぬき市一般会計補正予算（第 10 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 9 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

令和3年度さぬき市一般会計補正予算
(第 10 号)

第1表	歳入歳出予算補正
第2表	債務負担行為補正
第3表	地方債補正

香川県さぬき市

令和3年度さぬき市一般会計補正予算（第10号）

令和3年度さぬき市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,051,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年12月9日提出

さぬき市長 大山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45. 分担金及び負担金		290,147	37	290,184
	10. 負担金	290,146	37	290,183
55. 国庫支出金		2,931,953	10,656	2,942,609
	10. 国庫補助金	801,022	10,656	811,678
60. 県支出金		1,512,723	1,526	1,514,249
	10. 県補助金	453,147	1,526	454,673
75. 繰入金		2,838,296	5,800	2,844,096
	10. 基金繰入金	2,837,189	5,800	2,842,989
80. 繰越金		578,193	14,481	592,674
	5. 繰越金	578,193	14,481	592,674
85. 雑収入		905,433	2,900	908,333
	25. 雑収入	239,713	2,900	242,613
90. 市債		1,974,400	26,500	2,000,900
	5. 市債	1,974,400	26,500	2,000,900
歳入	合計	25,989,700	61,900	26,051,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 議 会 費		226,708	△2,900	223,808
	5. 議 会 費	226,708	△2,900	223,808
10. 総 務 費		2,597,188	26,597	2,623,785
	5. 総 務 管 理 費	2,133,802	25,311	2,159,113
	10. 徴 税 費	260,730	3,086	263,816
	15. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	136,845	△1,800	135,045
15. 民 生 費		7,885,689	12,778	7,898,467
	5. 社 会 福 祉 費	4,088,616	520	4,089,136
	10. 児 童 福 祉 費	3,337,460	12,258	3,349,718
20. 衛 生 費		2,826,307	9,717	2,836,024
	5. 保 健 衛 生 費	1,442,940	8,805	1,451,745
	15. 上 水 道 費	41,862	912	42,774
30. 農 林 水 産 業 費		644,678	1,100	645,778
	5. 農 業 費	591,964	1,100	593,064
35. 商 工 費		920,565	3,968	924,533
	5. 商 工 費	920,565	3,968	924,533
40. 土 木 費		2,840,715	2,225	2,842,940
	5. 土 木 管 理 費	188,334	△4,200	184,134
	10. 道 路 橋 梁 費	606,201	5,551	611,752
	15. 河 川 費	243,947	874	244,821
50. 教 育 費		2,229,472	8,415	2,237,887
	5. 教 育 総 務 費	578,764	4,785	583,549
	10. 小 学 校 費	245,151	1,008	246,159
	20. 幼 稚 園 費	327,100	759	327,859
	30. 社 会 教 育 費	447,797	663	448,460
	35. 保 健 体 育 費	520,502	1,200	521,702

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	25,989,700	61,900	26,051,600
	合			
	計			

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
SNS公式アカウント運用事業	令和3年度から 令和4年度まで	495千円

第 3 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
水道整備事業	37,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	38,200	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
農業施設整備事業	77,900				92,000			
道路橋梁整備事業	388,300				393,300			
河川整備事業	199,100				204,400			
保健体育施設整備事業	17,300				18,500			
合 計	1,974,400				2,000,900			

議案第56号

令和3年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
について

令和3年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年12月9日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和3年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和3年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,299,750千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月9日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
40. 繰越金		21,956	300	22,256
	5. 繰越金	21,956	300	22,256
歳入	合計	6,299,450	300	6,299,750

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
30. 諸支出金		35,796	300	36,096
	5. 償還金及び還付加算金	35,796	300	36,096
歳出	合計	6,299,450	300	6,299,750

議案第57号

令和3年度さぬき市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
について

令和3年度さぬき市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年12月9日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和3年度さぬき市介護サービス事業特別会計補正予算 (第1号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和3年度さぬき市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度さぬき市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,716千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,716千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月9日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. サービス収入		26,066	1,716	27,782
	5. 介護予防費収入	26,066	1,716	27,782
歳入	合計	29,000	1,716	30,716

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 事業費		27,828	1,716	29,544
	5. 介護予防支援事業費	27,828	1,716	29,544
歳出	合計	29,000	1,716	30,716

議案第58号

令和3年度さぬき市病院事業会計補正予算（第3号）について

令和3年度さぬき市病院事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年12月9日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和3年度

さぬき市病院事業会計補正予算(第3号)

香川県さぬき市

令和3年度さぬき市病院事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 令和3年度さぬき市病院事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和3年度さぬき市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(事 業)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
2	資本的支出 建設改良計画 (2) 資産購入費	29,425 千円	2,482 千円	31,907 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	5,134,405 千円	168,730 千円	5,303,135 千円
第2項 医業外収益	644,926 千円	168,730 千円	813,656 千円
支 出			
第1款 病院事業費用	5,286,433 千円	216 千円	5,286,649 千円
第2項 医業外費用	107,009 千円	216 千円	107,225 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「150,067千円」を「149,610千円」に、「2,893千円」を「3,119千円」に、「147,174千円」を「146,491千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	164,792千円	2,939千円	167,731千円
第1項 企業債	21,700千円	1,400千円	23,100千円
第4項 県費補助金	319千円	1,539千円	1,858千円
支 出			
第1款 資本的支出	314,859千円	2,482千円	317,341千円
第1項 建設改良費	31,825千円	2,482千円	34,307千円

(企業債)

第5条 予算第5条の表中「21,700千円」を「23,100千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第8条で定めた他会計からの補助金を次のとおり補正する。

(摘 要)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(11) 新型コロナウイルス感染症対策事			

業補助金（病床確保）	0 千円	7,332 千円	7,332 千円
(1 2) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業補助金	0 千円	148,035 千円	148,035 千円
(1 3) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金	0 千円	5,295 千円	5,295 千円
(1 4) 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金	0 千円	479 千円	479 千円
(1 5) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業補助金	0 千円	9,128 千円	9,128 千円

令和3年12月9日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和3年度さぬき市病院事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業収益			5,134,405	168,730	5,303,135	病院事業の総収益
	2. 医 業 外 収 益		644,926	168,730	813,656	医業活動以外の収益
		3. 補 助 金	26,184	168,730	194,914	新型コロナウイルス感染症対策事業補助金(病床確保) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業補助金 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業補助金

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業費用			5,286,433	216	5,286,649	病院事業の総費用
	2. 医 業 外 費 用		107,009	216	107,225	医業活動以外の経費
		4. 消費税及び地方 消費税関係雑支出	55,213	226	55,439	
		5. 消費税及び 地方消費税	12,642	△ 10	12,632	

資本的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的収入			164,792	2,939	167,731	
	1. 企 業 債		21,700	1,400	23,100	
		1. 企 業 債	21,700	1,400	23,100	病院事業債(医療機器等整備事業)
	4. 県 費 補 助 金		319	1,539	1,858	
		1. 県 費 補 助 金	319	1,539	1,858	新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			314,859	2,482	317,341	
	1. 建設改良費		31,825	2,482	34,307	
		2. 資産購入費	29,425	2,482	31,907	医療器械及び什器備品購入費